

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区醍醐北谷 5 番 1 他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法対策工事			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 2月27日まで			
事業課(所)名	埋立事業管理事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 環境政策局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長 L =				m	148
道路土工	式	1	植生工	m2	1,200
排水構造物工	式	1	落石防護柵工	式	1
構造物撤去工	式	1	支障木撤去工	式	1

施 工 理 由

本工事は、道路防災点検により危険と判定された箇所において、法面对策工事を実施するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	前回	円
		今回		今回	
内	工 事 価 格	前回	円	前回	円
		今回		今回	
訳	消費税相当額	前回	円	前回	円
		今回		今回	
支	給 品 費	前回	円	前回	円
		今回		今回	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年4月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年4月	
基 準 適 用 年 月	2025年4月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1. 0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1. 02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1. 0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1. 03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1. 00
財団法人等による補正	補正を行わない	1. 00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0. 04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
道路土工	残土処理工	土砂等運搬（仮置場へ運搬）(小規模)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)、運搬機械:不整地運搬車クロー式3t級、運搬距離100m以下		m3	2,188.0	施工費	
法面工	植生工	獣害対策工	網規格:亜鉛2種メッキ、線径2.0mm、アンカーピッチ規格:φ16mm L=400mm φ9mm L=200mm		m2	2,541.0	材工共	
排水構造物工	排水工	縦排水（縦排水(1)）	U型側溝の種類:ソケット付、ソケット滑り止付鉄筋コンクリートU型、U型側溝の規格:300 300×300×600	鉄筋コンクリートU型ソケット・滑止付	m	18,150.0	材工共	「U型側溝」施工費は同細別内に別途計上
排水構造物工	排水工	縦排水（縦排水(2)）	U型側溝の種類:ソケット付、ソケット滑り止付鉄筋コンクリートU型、U型側溝の規格:360 360×360×600	鉄筋コンクリートU型ソケット・滑止付	m	22,360.0	材工共	「U型側溝」施工費は同細別内に別途計上
排水構造物工	排水工	縦排水（縦排水(3)）	U型側溝の種類:ソケット付、ソケット滑り止付鉄筋コンクリートU型、U型側溝の規格:450 450×450×600	鉄筋コンクリートU型ソケット・滑止付	m	27,780.0	材工共	「U型側溝」施工費は同細別内に別途計上
排水構造物工	排水工	張りコンクリート（小段排水部）(コンクリートポンプ車打設)	コンクリート規格:27-15-20(高炉)t=100、管延長30m、溶接金網φ6-150×150	生コンポンプ車打設張りコンクリート打設(小段排水部)	m	21,620.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費材料及び「生コンクリート」「溶接金網」材料費は同細別内に別途計上
排水構造物工	排水工	張りコンクリート（縦排水部）(コンクリートポンプ車打設)	コンクリート規格:27-15-20(高炉)t=100、管延長30m、溶接金網φ6-150×150	生コンポンプ車打設張りコンクリート打設(縦排水部)	m	18,660.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費材料及び「生コンクリート」「溶接金網」材料費は同細別内に別途計上
排水構造物工	排水工	金属製小段側溝蓋	蓋規格:U300用		m	19,170.0	材工共	
排水構造物工	排水工	樹脂製側溝蓋	600×1800, t=12		m	7,195.0	材工共	
排水構造物工	集水桝・マンホール工	集水桝蓋	縞鋼板蓋:700*700, t=3.2, 40kg以下/枚	縞鋼板蓋	枚	15,990.0	材工共	「蓋版」施工費同細別内に別途計上
排水構造物工	集水桝・マンホール工	集水桝搬入（資材置場～現場）(積込・運搬・取卸し)	不整地運搬車クロー式2t級、100m以内		回	2,114.0	施工費	
擁壁工	場所打擁壁工(構造物単位)	小型擁壁（コンクリートポンプ車打設）	コンクリート規格:27-15-20BB, 管延長30m	生コンポンプ車打設コンクリート打設(無筋構造物)	m3	107,300.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費材料及び「生コンクリート」材料費は同細別内に別途計上

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
落石雪害防止工	落石防護柵工	鋼製簡易落石防護柵	H=0.5m, L=1.8m, 支柱φ34mm(土中打込)		m	14,140.0	材工共	
付属施設工	管理用通路工	不陸整正 (歩道部)	補足材無		m ²	527.5	施工費	
付属施設工	管理用通路工	表層 (コンクリートポンプ車打設)	コンクリート規格:27-15-20BB, t=100mm, 管延長30m	生コンポンプ車打設コンクリート舗装打設	m ²	8,736.0	材工共	「生コンクリート」材料費は同細別内に別途計上
付属施設工	管理用通路工	溶接金網 (設置)	溶接金網φ6-100×100, スペーサー		m ²	1,524.0	材工共	
付属施設工	縁石工	地先境界ブロック(基礎コンクリート)	コンクリート規格:27-15-20BB, 管延長30m	生コンポンプ車打設コンクリート打設(小型構造物)	m	1,294.0	材工共	「型枠」施工費材料費及び「生コンクリート」材料費は同細別内に別途計上
付属施設工	階段工	1号階段 (コンクリートポンプ車打設)	規格:27-15-20(高炉), 一般型枠, 基礎碎石RC-40, 管延長:30m, 基礎碎石t=0.1m	生コンポンプ車打設コンクリート打設(小型構造物)	箇所	534,500.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費材料費及び「生コンクリート」材料費は同細別内に別途計上
付属施設工	階段工	2号階段 (コンクリートポンプ車打設)	規格:27-15-20(高炉), 一般型枠, 基礎碎石RC-40, 組立撤去, 管延長:30m, 基礎碎石t=0.1m	生コンポンプ車打設コンクリート打設(小型構造物)	箇所	1,040,000.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費材料費及び「生コンクリート」材料費は同細別内に別途計上
付属施設工	階段工	3号階段 (コンクリートポンプ車打設)	規格:27-15-20(高炉), 一般型枠, 基礎碎石RC-40, 管延長:30m, 基礎碎石t=0.1m	生コンポンプ車打設コンクリート打設(小型構造物)	箇所	173,900.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費材料費及び「生コンクリート」材料費は同細別内に別途計上
付属施設工	階段工	4号階段 (コンクリートポンプ車打設)	規格:27-15-20(高炉), 一般型枠, 基礎碎石RC-40, 組立撤去, 管延長:30m, 基礎碎石t=0.1m	生コンポンプ車打設コンクリート打設(小型構造物)	箇所	242,300.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費材料費及び「生コンクリート」材料費は同細別内に別途計上
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)		m ³	5,875.0	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)		m ³	4,250.0	処分費	
支障木撤去工	支障木撤去	支障木撤去(1) (伐採・集積・積込)	30cm≤C<60cm		本	10,550.0	施工費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別・名称	規格・仕様・条件等	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費区分	摘要
支障木撤去工	支障木撤去	支障木撤去(2) (伐採・集積・積込)	60cm≦C<90cm		本	36,030.0	施工費	
支障木撤去工	支障木撤去	根株撤去(1) (根起・集積・積込)	30cm≦C<60cm		本	911.9	施工費	
支障木撤去工	支障木撤去	根株撤去(2) (根起・集積・積込)	60cm≦C<90cm		本	3,012.0	施工費	
支障木撤去工	支障木撤去	根株撤去(3) (根起・集積・積込)	90cm≦C<120cm		本	12,050.0	施工費	
支障木撤去工	支障木撤去	根株撤去(4) (根起・集積・積込)	120cm≦C<150cm		本	49,020.0	施工費	
支障木撤去工	支障木運搬処理工	木くず運搬 (仮置場へ運搬)	不整地運搬車ｸｰﾗ式2t級, 100m以内,種別:幹・枝葉 ・根株		t	4,931.0	施工費	
支障木撤去工	支障木運搬処理工	木くず処分	種別:幹		t	1,000.0	処分費	
支障木撤去工	支障木運搬処理工	木くず処分	種別:枝葉		t	12,000.0	処分費	
支障木撤去工	支障木運搬処理工	木くず処分	種別:根株		t	18,000.0	処分費	
仮設工	工事用道路工 (参考数量)	擬木柵撤去・復旧	再利用:(擬木柵材料,基礎 ﾌﾞﾛｯｸ),基礎:RC-40,t=100, ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:18-8-40(高炉)	擬木柵撤去・復旧	m	5,290.0	材工共	「基礎碎石」「型枠」施工費 材料費及び「生ｺﾝｸﾘｰﾄ」材料 費は同細別内に別途計上

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	260					
積込(ルーズ) (仮置場) (小規模)	土質:土砂, 作業内容:小規模(標準)	m3	240					
路体盛土工		式	1					
路体(築堤)盛土	施工幅員:2.5m以上4.0m未満	m3	160					
法面整形工		式	1					
法面整形(切土部)	現場制約:有り, 土質:砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	100					
法面整形(盛土部)	法面締固め:有り, 現場制約:有り	m2	1,100					
残土処理工		式	1					
整地	作業区分:残土受入れ地での処理	m3	240					
土砂等運搬 (仮置場へ運搬) (小規模)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む), 運搬機械:不 整地運搬車ｸﾛｰﾗﾞ式3t級, 運搬距離100m以下	m3	240					

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面対策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂等運搬 (仮置場～処分地内) (小規模)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	240				
法面工		式	1				
植生工		式	1				
植生マット	工種区分:植生マット工, 施工規模:1000m2以上	m2	1,200				
獣害対策工	網規格:亜鉛2種メッキ, 線径2.0mm, アンカーピン規格:φ16mmL=400mm φ9mmL=200mm	m2	1,200				
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量) (小規模)	土質:土砂	m3	150				
埋戻し (参考数量) (小規模)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	50				
排水工		式	1				
小段排水 (小段排水(1))	U型側溝の種類:鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372, U型側溝の規格:300B 300×300×600	m	61				
小段排水 (小段排水(2))	U型側溝の種類:鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372, U型側溝の規格:450 450×450×600	m	10				
縦排水 (縦排水(1))	U型側溝の種類:ソケット付, ソケット滑り止付鉄筋コンクリートU型, U型側溝の規格:300 300×300×600	m	104				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面対策工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
縦排水 (縦排水(2))	U型側溝の種類:ソケット付,ソケット滑り止付鉄筋コンクリートU型, U型側溝の規格:360 360×360×600	m	41					
縦排水 (縦排水(3))	U型側溝の種類:ソケット付,ソケット滑り止付鉄筋コンクリートU型, U型側溝の規格:450 450×450×600	m	17					
張りコンクリート (小段排水部) (コンクリートポンプ車打設)	コンクリート規格:27-15-20(高炉) t=100, 管延長30m, 溶接金網 φ6-150×150	m	67					
張りコンクリート (縦排水部) (コンクリートポンプ車打設)	コンクリート規格:27-15-20(高炉) t=100, 管延長30m, 溶接金網 φ6-150×150	m	135					
金属製小段側溝蓋	蓋規格:U300用	m	61					
樹脂製側溝蓋	600×1800, t=12	m	13					
集水桝・マンホール工		式	1					
現場打集水桝 1号集水桝 (タイプⅠ)・陸打ち	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 人力打設, 一般型桝, RC-40 t=150	箇所	1					
現場打集水桝 2号集水桝 (タイプⅡ)・陸打ち	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 人力打設, 一般型桝, RC-40 t=150	箇所	1					
現場打集水桝 3号集水桝 (タイプⅢ)・陸打ち	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 人力打設, 一般型桝, RC-40 t=150	箇所	1					
現場打集水桝 4号集水桝 (タイプⅣ)・陸打ち	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 人力打設, 一般型桝, RC-40 t=150	箇所	1					
現場打集水桝 5～8号集水桝 (タイプⅤ)・陸打ち	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 人力打設, 一般型桝, RC-40 t=150	箇所	4					
集水桝蓋	縞鋼板蓋:700*700, t=3.2, 40kg以下/枚	枚	8					

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
集水桝搬入 (資材置き場～現場) (積込・運搬・取卸し)		不整地運搬車クレー式2t級, 100m以内	回	8				
擁壁工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量) (小規模)		土質:土砂	m3	4				
埋戻し (参考数量) (小規模)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	1				
場所打擁壁工(構造物単位)			式	1				
小型擁壁 (コンクリートポンプ車打設)		コンクリート規格:27-15-20BB, 管延長30m	m3	3				
落石雪害防止工			式	1				
落石防護柵工			式	1				
鋼製簡易落石防護柵		H=0.5m, L=1.8m, 支柱φ34mm(土中打込)	m	69				
付属施設工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘 (参考数量) (小規模)		土質:土砂	m3	20				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
埋戻し (参考数量) (小規模)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	6				
管理用通路工		式	1				
不陸整正 (歩道部)	補足材無	m2	44				
上層路盤 (歩道部)	1層施工, 100mm, RC-40	m2	44				
表層 (コンクリートホップ車打設)	コンクリート規格:27-15-20BB, t=100mm, 管延長30m	m2	44				
溶接金網 (設置)	溶接金網 φ6-100×100, スペーサー	m2	44				
縁石工		式	1				
地先境界ブロック (基礎コンクリート) (コンクリートホップ車打設)	コンクリート規格:27-15-20BB, 管延長30m	m	55				
地先境界ブロック (基礎碎石, 地先境界ブロック)	ブロック規格:C種 (150×150×600) , RC-40, t=100mm	m	55				
階段工		式	1				
1号階段 (コンクリートホップ車打設)	規格:27-15-20 (高炉) , 一般型枠, 基礎碎石RC-40 , 管延長:30m, 基礎碎石t=0.1m	箇所	1				
2号階段 (コンクリートホップ車打設)	規格:27-15-20 (高炉) , 一般型枠, 基礎碎石RC-40 , 組立撤去, 管延長:30m, 基礎碎石t=0.1m	箇所	1				
3号階段 (コンクリートホップ車打設)	規格:27-15-20 (高炉) , 一般型枠, 基礎碎石RC-40 , 管延長:30m, 基礎碎石t=0.1m	箇所	1				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
4号階段 (コンクリートポンプ車打設)		規格:27-15-20(高炉),一般型枠,基礎砕石RC-40,組立撤去,管延長:30m,基礎砕石t=0.1m	箇所	1				
防止柵工			式	1				
基礎ブロック,鋼管基礎 (立入防止柵)		基礎種別:基礎ブロック,寸法:180*180*450	基	3				
基礎ブロック,鋼管基礎 (門扉)		基礎種別:基礎ブロック,寸法:300*300*600	基	2				
金網・支柱(立入防止柵)		支柱柵高:H=1.8m,支柱間隔:2m	m	6				
門扉		門扉種別:片開き	基	1				
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し (既設水路接続部)		構造物区分:無筋構造物,工法区分:人力施工	m3	0.2				
コンクリート構造物取壊し (U-300)		構造物区分:鉄筋構造物,工法区分:機械施工	m3	3				
運搬処理工			式	1				
殻運搬 (人力積込)		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.2				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	3				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面対策工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.2				
殻処分		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	3				
支障木撤去工			式	1				
支障木撤去			式	1				
支障木撤去(1) (伐採・集積・積込)		30cm≦C<60cm	本	2				
支障木撤去(2) (伐採・集積・積込)		60cm≦C<90cm	本	1				
根株撤去(1) (根起・集積・積込)		30cm≦C<60cm	本	12				
根株撤去(2) (根起・集積・積込)		60cm≦C<90cm	本	13				
根株撤去(3) (根起・集積・積込)		90cm≦C<120cm	本	6				
根株撤去(4) (根起・集積・積込)		120cm≦C<150cm	本	1				
支障木運搬処理工			式	1				
木くず運搬 (仮置場へ運搬)		不整地運搬車ｸﾚｰ式2ｴ級, 100m以内, 種別:幹・枝葉・根株	t	3				
木くず積込 (仮置場)		種別:幹・枝葉・根株, 機械積込	t	3				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
木くず運搬 (仮置場～受入場所) (機械積込)		種別:幹・枝葉・根株	t	3				
木くず処分		種別:幹	t	0.5				
木くず処分		種別:枝葉	t	0.2				
木くず処分		種別:根株	t	2				
仮設工			式	1				
工事用道路工 (参考数量)			式	1				
工事用道路掘削 (小規模)		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量:小規模(標準)	m3	300				
法面整形 (切土部)		現場制約有,土質:※質土,砂及び砂質土	m2	300				
仮設舗装 (上層路盤(車道・路肩部))		1層施工,100mm,RC-40	m2	161				
工事用道路盛土 (路体(築堤)盛土)		施工幅員:2.5m以上4.0m未満	m3	120				
土砂等運搬 (現場～処分地内) (現場:小規模)		土質:土砂(岩塊,玉石混り土含む),4.5km	m3	200				
整地 (処分地内土砂置場)		作業区分:残土受入地での処理	m3	200				
擬木柵撤去・復旧		再利用:(擬木柵材料,基礎7°ブロック),基礎:RC-40,t=100,コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m	4				

設計内訳書（本01）

工事名	京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B, 昼間	人日	10				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費(積上計上)		みやこ柚木看板1100×1400	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	現場環境改善費(積上計上)		みやこ柚木看板1100×1400					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	現場環境改善費(積上)		式	1				
	合計							

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事

工事場所 京都市伏見区醍醐北谷 5 番 1 他地内

1 一般事項

第 1 条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 6 年 8 月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 6 年 8 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第 2 条（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」）であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。

3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。

4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休 2 日工事」（4 週 8 休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第 3 条（前払金）

前払金は、請負代金の 40 % 以内とし、中間前払金は、同様に 20 % 以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事を施工するにあたって、埋立処分地への搬入道路を使用して工事を行うため、請負者は本市が行う埋立業務に支障をきたすことなく、監督職員との連絡を密にし、細心の注意を払い遅延なきよう工事の進ちょくを図らなければならない。

なお、本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 埋立処分地敷地内工事における留意事項は、以下のとおりとする。

(1) 本工事で当埋立処分地内への入退場を行う工事関係車両は、決められた入退場ルートを守ること。詳細な入退場ルートについては監督職員が指示を行う。

(2) 入退場は自動システムによる管理を行っているため、着工前に監督職員と打合せを行い、入場カードの発行を受けること。

また、入場カードは現場代理人が一括して管理することとし、車両毎のカード管理は認めない。入場後は現場代理人が入場カードを回収し、監督職員の指示があった場合は、管理状況について報告することとする（カードの汚損、破損が発生した場合は、監督職員に報告のうえ、その指示に従うこと。）。

(3) 入場カードは貸出日(使用日)の最終退出時に埋立事業管理事務所へ返却すること。

(4) 埋立処分地は、月曜日～金曜日（祝日を含む）に開場しており、土曜日、日曜日は閉場となっている。入場は午前8時45分以降、午後3時30分まで。また、午後4時30分までに作業を終了し、午後4時45分までに管理事務所に戻る。原則、その他の時間での入退場は認めない。

また、作業後の交通開放については、通行車両が安全に通行できる状態にしたうえで、作業日毎に交通開放をすることとし、これらの条件を踏まえた適切な施工計画を立てること。

(5) 埋立処分地敷地内への入退場にあたっては、車両ごとに車両前面窓側に「工事車両用明示板」を提示すること。

また、入場する工事車両全てにパトライト（黄色）を装着し、ヘッドライトを点灯して入場すること。

なお、パトライトは受注者側で準備するものとする。

(6) 焼却灰運搬車両及び埋立管理車両の円滑な通行のため、交通誘導警備員を適正に配置し施工を行うこと。特に片側交互通行を行う場合は、配置箇所では交通誘導警備員が不在にならないようにすること。なお、本工事施工箇所は本市クリーンセンターからの焼却灰運搬車両が多数通行するため、運搬車両等の通行を優先するものとする。

(7) 当埋立処分地敷地内で他の工事等がある場合、これらの工事業者に対しても十分な連絡をとり、円滑な工事進捗及び埋立業務の支障とならないよう努めること。

(8) 受注者は、本工事により搬入道路等に汚れ等を生じさせた場合は、速やかに清掃を行うものとする。

(9) 受注者は、本工事により搬入道路及び附属施設等を破損した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示に従い、受注者の責において補修を行うこと。

(10) 埋立処分地敷地内では、時速30km以下での走行を厳守すること。

- (11) 一般廃棄物最終処分場は高低差約 300m の山中にあるため、大雨、濃霧、降雪、凍結時には本市（埋立事業管理事務所）の判断に基づき全面閉鎖（搬入道路通行止め）を行うことがあり、閉鎖中は一切の工事車両は入退場できない。これらの条件を踏まえて工事期間内に完成するように工程計画をたてること。
- (12) 当敷地内における作業全般については、当事務所の指示に従い、本市の作業に支障を生じないように十分注意すること。
- (13) 移動及び作業等に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受注者においてその責任を負うこと。
- (14) 必要に応じて仮設トイレを設置すること。設置場所等について事前に監督職員の承諾を得ること。
- (15) 工事箇所付近を含む道路上での喫煙は認めない。
- (16) 工事の占用区間以外の道路上は駐停車禁止である。占用区間内も最低限の車両のみの駐車とすること。
- (17) 道路上の占用は、原則として工事中のみで、当日の作業等が完了すれば、安全を確認のうえ、速やかに交通開放すること。
- (18) 工事中に事故等が発生した場合は、応急の安全対策等を講じるとともに、直ちに付近の非常電話及び携帯電話等で埋立事業管理事務所（075-572-8465）に状況を報告すること。
- (19) 工事車両が新奈良街道の交差点から本処分地へ進入及び退出する場合は左折により行うこと。
- (20) 作業用電源及び作業用水は請負者側で手配すること。
- (21) 建設機械及び資材等の運搬にあたり、「車両制限令（平成 31 年 3 月 20 日改正 政令第 41 号）」第 3 条等における一般的制限値を超える車両を使用する場合にあっては、事前に監督職員に報告するとともに、法令で定める許可を受けること。本処分地内で当該車両を通行させる場合は、事前に監督職員に報告のうえ、承諾を受けること。
- (22) 工事に使用する資機材について、残材及び不要物は整理処分する等、資機材の整理整頓に努め、交通障害等が発生しないように努めること。

2 工事に係る留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事着工前に、本工事施工範囲の現地測量及び調査を実施し、現地の地形と設計図に差異が生じていないか確認すること。
- (2) 道路土工「掘削」「積込(ルーズ)」「路体(築堤)盛土」、排水構造物工「床掘」、仮設工「工事用道路掘削」「工事用道路盛土」の使用機械は、工事現場への進入が仮設道路のみとなることから、バックホウ（クローラ型）山積 0.28m³（平積 0.2m³）を想定している。なお仮設道路幅員等を変更し使用機械を変更する場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- (3) 工事施工に支障となる樹木は伐採することとしているが、伐採対象樹木については前号の調査により把握し、監督職員の確認を受けた後、作業に取り掛かるものとする。

また、伐採に伴い発生した副産物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設に搬出し、適正に処分すること。

なお、処分数量については、伝票等の必要書類を提出のうえ、監督職員の確認を受けること。
- (4) 受注者は、過積載防止を目的とした具体的な取り組み内容について、施工計画書に記載するも

のとする。

- (5) 建設発生土は、東部山間埋立処分場内に搬出することとしているが、現地での埋立作業と輻輳する可能性があるため、搬出時期については、監督職員との協議により決定すること。
- (6) 植生マットの施工にあたっては、種子の発芽に悪影響を与えないよう、施工時期を調整すること。
- (7) 本工事のコンクリート打設は、主にコンクリートポンプ車を用いた打設を想定しているが、打設方法を変更する場合は、設計変更に係る協議の対象とするため、あらかじめ監督職員と協議を行うこと。
- (8) コンクリートポンプ車によるコンクリート打設を実施する場合は、搬入道路の通行に支障を与えないよう、ポンプ車及びトラックアジテータの配置等を計画し、監督職員の確認を受けること。
- (9) コンクリートポンプ車を用いたコンクリート打設によるコンクリートの材料ロス率は、張りコンクリート「+0.21」小型構造物「+0.06」無筋構造物「+0.07」コンクリート舗装「+0.04」としている。

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、施設管理者との協議の結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
施工箇所	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

- 2 交通誘導警備員を配置した場合は、検査前に日報等を提出し、監督職員に確認を受けること。

第6条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

- (1) みやこ杉木を使用した木製の工事標示板の設置

(項目、仕様及び設置枚数の例)

項目	仕様	設置枚数
工事標示板	・ みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・ 看板サイズは 1100mm×1400mm とする。 ・ 表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 (文字数：80 字程度)	1 枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第7条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
植生工	植生マット	(1) 植生マット 幅：1,000mm、長さ：10,000mm 肥料袋間隔：400mm ネット（ポリエチレン製、色：ディープグリーン、目合：15*20） ポリエステル不織布（色：グリーン、目付量：30g/m ² ） (2) 金属製アンカー（φ7、L=200） (3) プラスチック製アンカー（L=150）
	獣害対策工	(1) 金網 φ240*40*30、幅：2m*長さ5m SWMGS-2 仕上げ (2) アンカー（φ16 L=400） (3) アンカー（φ9 L=200）
排水構造物工	現場打集水桝 張りコンクリート	(1) 砕石（RC-40） (2) 生コンクリート（18-8-40BB） (3) 生コンクリート（27-15-20BB） (4) 溶接金網（φ6*150*150）
	小段排水	(1) 砕石（RC-40） (2) プレキャスト U 型側溝（300*300*600）

		(3) プレキャスト U 型側溝 (450*4500*600)
	縦排水	(1) ソケット付 U 型側溝 (300*300*600) (2) ソケット・滑止付 U 型側溝 (300*300*600) (3) ソケット付 U 型側溝 (360*360*600) (4) ソケット・滑止付 U 型側溝 (360*360*600) (5) ソケット付 U 型側溝 (450*450*600) (6) ソケット・滑止付 U 型側溝 (450*450*600)
	縞鋼板蓋	(1) 縞鋼板 (t=3.2mm, 亜鉛メッキ仕上げ)
	金属製小段側溝蓋	(1) U300 用
	樹脂製側溝蓋	(1) 樹脂製側溝蓋 再生プラスチック製、t=12mm
落石防護柵工	鋼製簡易落石防護柵	(1) 防護柵 (L=1800、W=500)
防止柵工	金網・支柱・基礎ブロック	(1) 金網 亜鉛めっき鉄線 $\phi 3.6, \phi 1.5$ (2) 支柱 柵高 H=1.8m, 支柱間隔 2m (3) 基礎ブロック 180*180*450
	門扉・基礎ブロック	(1) 門扉 片開き, H=1.8m W=1.0m (2) 基礎ブロック 300*300*600
仮設工	上層路盤 (仮設道路、碎石舗装)	(1) 碎石 (RC-40)

第 8 条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 9 条 (段階確認)

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
路体盛土工	路体（築堤）盛土	使用材料、埋戻し前の状態（既設構造物の撤去状況等）

法面工	植生マット	設置前の状況（法面の凹凸、浮石等の状況） 設置後（アンカー設置間隔、マットの重ね合わせ状況）
	獣害対策工	設置前の状況（植生マットの施工状況） 設置後（アンカー設置間隔）
排水構造物工	現場打集水桝	掘削底面の状態、 埋戻し前の状況（出来形寸法、設置位置・高さ、ひび割れの有無等出来栄えの状況）
	小段排水・縦排水	掘削底面の状態
	張りコンクリート	掘削底面の状態 コンクリート打設前の状況（基礎碎石出来形、型枠設置状況） 埋戻し前の状況（出来形寸法、ひび割れの有無等出来栄えの状況）
	金属製小段側溝蓋	設置後の状況（ワイヤクリップ 固縛状況）
擁壁工	小型擁壁	掘削底面の状態 コンクリート打設前の状況（基礎碎石出来形、型枠設置状況） 埋戻し前の状況（出来形寸法、ひび割れの有無等出来栄えの状況）
落石防護柵工	鋼製簡易落石防護柵	支柱打込後の支柱埋設長、柵部分の重ね合わせ状況
階段工	1号～4号階段	掘削底面の状態、 コンクリート打設前の状況（基礎碎石出来形、型枠設置状況） 埋戻し前の状況（出来形寸法、設置位置・高さ、ひび割れの有無等出来栄えの状況）
管理用通路工	上層路盤（歩道部）	掘削底面の状態、 コンクリート打設前の状況（基礎碎石出来形、型枠設置状況） 埋戻し前の状況（出来形寸法、設置位置・高さ、ひび割れの有無等出来栄えの状況）

第10条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする。（ただし、立会確認書は必要としない。）

ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする。(ただし、立会確認書は必要としない。)
-----------------	---

第 11 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
セメント・コンクリート	レディーミクスト コンクリート 18-8-40BB 27-15-20BB	塩化物総量規制	打設前各工種 1 回	
		単位水量測定	〃	
		スランプ試験	〃	
		空気量試験	〃	
		圧縮強度試験	〃	試験 1 回に当り、1 週・4 週を各 3 個

4 建設副産物に関する事項

第 12 条（建設発生土の利用）

本工事に使用する盛土・埋戻材については、本工事の掘削土を流用するものとする。

第 13 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷 37 番地	設計運搬距離 L = 24.4 km
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府宇治市西笠取仁南郷 85 番	設計運搬距離 L = 16.1 km
建設発生木材 (幹、根、枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 伏見区横大路千両松町保留地番号第 45-1-2 号地	設計運搬距離 L = 12.9 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

本工事で発生する建設発生土は、本処分地内へ運搬し、整地するものとする。

整地後の土量については、監督員の確認を受けること。

建設発生土の仮置きが必要な場合は、処分地内の状況に配慮した、運搬計画を立てるものとし、事前に書面等により監督職員の確認を受けること

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 京都市東部山間埋立処分地	設計運搬距離 L = 4.5 km

3 伐採樹木の根株等の控除

本工事では、伐採樹木の根株撤去を行う。

変更設計時に、根株等の重量を体積に換算し、残土処分量から控除するため、処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

第 14 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 1 7 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 1 8 条に基づき、以下の事項を別に定める 1 8 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、1 8 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第 15 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 40 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 14 日前までに提出すること。

第 16 条（受注者希望型における ICT 活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局 ICT 活用工事試行方針（案）」（令和 6 年 2 月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局 ICT 活用工事試行要領（案）」（令和 6 年 2 月）（以下「試行要領」という。）の内容に従い ICT 活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT 活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者は ICT 活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT 施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む 3 つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。
 - ① 3 次元起工測量
 - ② 3 次元設計データ作成
 - ③ ICT 建設機械による施工
 - ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3 次元データの納品
- 4 ICT 活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、① 3 次元起工測量の 1 プロセスのみの活用は除く。

第 17 条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和 6 年 3 月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第 18 条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1 点の加点とする。

第 19 条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>) に基づいて実施する。

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

京都市東部山間埋立処分地搬入道路法面对策工事

